

## 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会委員の委嘱について

選出区分	委嘱者		現 委 員 者	
	委嘱者 氏 名	平成26年6月1日から 平成27年4月30日まで 現 職	委嘱・任命期間 氏 名	平成25年5月 1日から 平成27年4月30日まで 現 職
1号 (学校長)			なかだ ひろあき 中田 浩彰	川崎市立有馬小学校 校長
			しぶや みちお 渋谷 美知雄	川崎市立有馬中学校 校長
2号 (社会教育 関係団体)			あきやま いさお 秋山 勲	東有馬町会 会長
	あおき たらじ 青木 寅治	東有馬地区社会福祉協議会 会長	ひるま てるゆき 比留間 輝行	東有馬地区社会福祉協議会 会長
3号 (市民委員)			ながの まさる 永野 勝	宮前区まちづくり協議会副委員長
			やまもと よしこ 山本 芳子	箏アンサンブルパウロニア主宰
4号 (学識経験者)			おぐら けいこ 小倉 敬子	(公益財団法人) かわさき市民活動センター理事長
			いこま 生駒 みを	(有) コミュニティ・サポートネット代表

## 関連法規

### ○教育委員会事務の委任等に関する規則（抜粋）

#### 第3条

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局こども本部長に補助執行させる。

- (1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- (3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- (4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。
- (5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。
- (6) 青少年教育施設に係る附属機関に関すること。

## ○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（抜粋）

（運営協議会）

**第20条** 支援施設の円滑な運営を図るため、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、支援施設の運営について調査審議するものとする。
- 3 協議会は、委員8人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## ○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会規則（抜粋）

（趣旨）

**第1条** この規則は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成20年川崎市条例第34号）第20条の規定に基づき、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

**第2条** 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - （1） 区内に設置された学校の教育職員
  - （2） 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
  - （3） 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民
  - （4） 学識経験者
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。